

性能向上計画認定に係る技術的審査

申請要領 (申請提出図書一覧)

注意

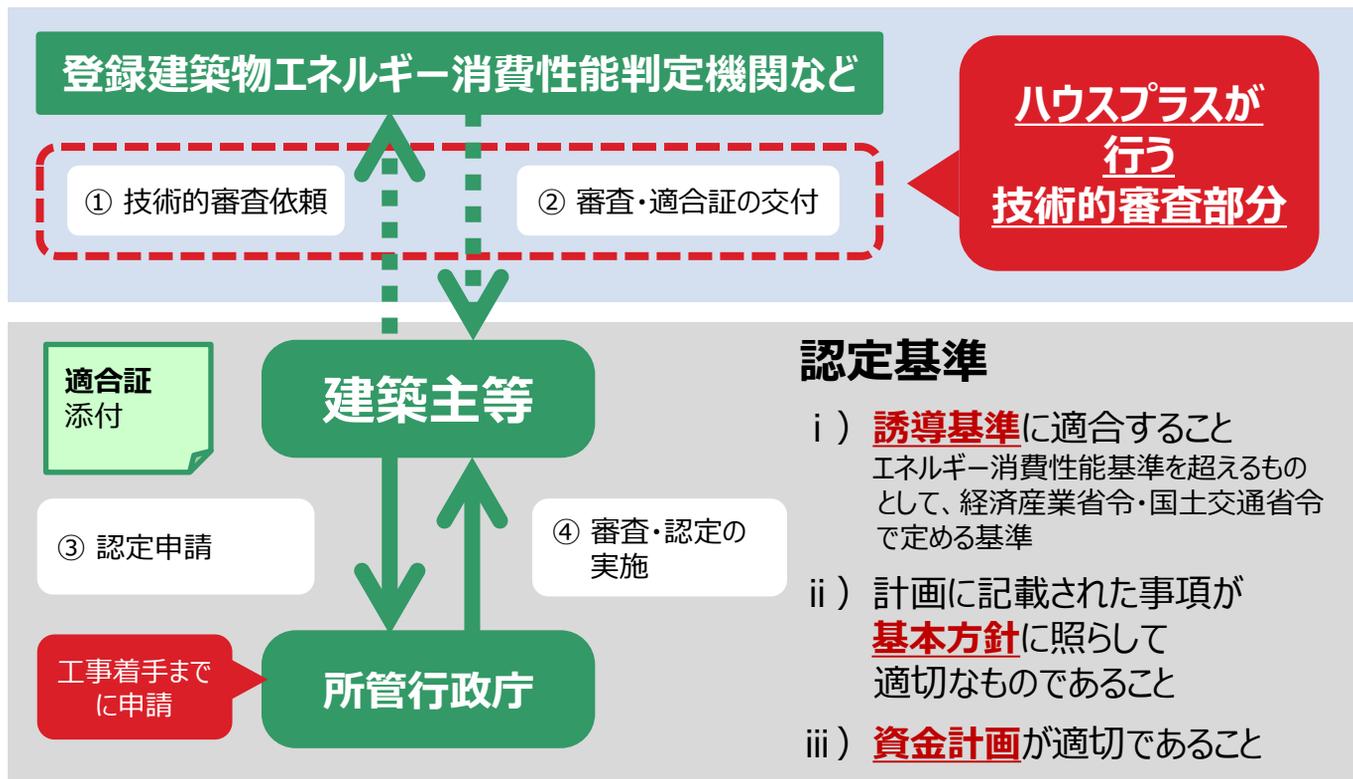
性能向上計画認定の制度は
建築物省エネ法に基づく制度であるため
令和4年基準省令による
省エネ計算のものに限ります

(令和4年10月1日以降、所管行政庁に認定申請する場合)

ハウスプラス住宅保証株式会社

性能向上計画認定の全体の手続きフロー

- ☑ 性能向上計画認定の全体の手続きフローは、以下の通りです。
- ☑ ハウスプラスは、全体の手続きフローにおける認定申請前の技術的審査を行います。
技術的審査により、認定基準（技術的審査の活用範囲は所管行政庁によります。）に適合していることを確認した場合に、適合証を交付いたします。
- ☑ 建築主等は、工事着手までに所管行政庁認定申請を行う必要があります。



申請対象範囲ごとの申請方法とサービス選択（ポータル申請）について

申請の対象とする範囲	ポータル申請	紙申請
一戸建ての住宅	◎	(原則ポータル申請)
共同住宅等	×	○
複合建築物の部分（住宅部分全体）	×	○



一戸建ての住宅の場合は『**ファイルサービス**』を選択し、その後のプルダウンで『**性能向上計画認定**』を選択します。

性能向上計画認定 (建築物省エネ法第30条)		一次エネ基準 ※1、※2、※3	外皮基準
新築	建築物全体 住宅部分	BEI = <u>0.8以下</u>	ZEH水準
既存 ※4	建築物全体 住宅部分	BEI = <u>1.0未満</u>	省エネ基準
増改築 ※4	増改築等を行 う部分	BEI = <u>0.8以下</u>	ZEH水準

※1 一次エネ基準については、BEI = 「設計一次エネルギー消費量（その他一次エネを除く）」 ÷ 「基準一次エネルギー消費量（その他一次エネを除く）」が表中の値以下になること。

※2

申請の対象とする範囲	建築物全体 (一戸建ての住宅)	建築物全体 (共同住宅等)	住宅部分 (複合建築物)
一次エネルギー消費量を 適合させる範囲	建築物全体	全住戸 + 共用部の合計	全住戸の合計

※3 再エネを除いた省エネ性能による。

※4 改正省令（2022年）の施行の日において現に存する建築物が対象。

技術的審査の活用範囲の確認方法（必ず確認ください）

- ☑ 技術的審査の活用範囲は、認定申請先の所管行政庁によって異なります。
- ☑ 事前に評価協会のホームページより審査の活用範囲を確認いただき、依頼書の【技術的審査を依頼する認定基準】で活用範囲を選択してください。



一般社団法人住宅性能評価・表示協会
<http://www.hyoukakyukai.or.jp/>

1
 評価協会の性能向上計画認定における“所管行政庁の検索”をクリック

2
 建設地の都道府県、市区町村で検索を行う

3
 検索下部に活用範囲を示した情報が表示されます。「●」がついている項目を依頼書の【技術的審査を依頼する認定基準】で選択してください。

注意) 4
 ただし、「ii）基本方針」については、範囲活用の有無について表示されていないので、所管行政庁の問い合わせ先に必ずご確認をお願いいたします。

性能向上計画・認定表示を行う所管行政庁の検索

建設地の指定

都道府県	都道府県: 神奈川県
市区町村	市区町村: 横浜市

検索

※1 一戸建ての住宅 ※2 共同住宅等 ※3 非住宅建築物 ※4 複合建築物 ※5 住宅部分 ※6 非住宅部分

区分		一般特定行政庁						
横浜市 建築局建築企画課 045-671-4526 kc-casbee@city.yokohama.jp 性能向上計画・認定表示関連HPへ								
申請の対象	認定対象	建築物全体			複合建築物の部分			
		※1	※2	※3	※4	※5	※6	
性能向上計画認定 法第35条	第1項 第1号の基準	外皮性能	●	●	●	●	●	●
		一次エネルギー消費量	●	●	●	●	●	●
認定表示制度 法第41条	第1項 第1号の基準以外	資金計画	●	●	●	●	●	●
	法第2条 第1項 第3号の基準	外皮性能	●	●	●	●	●	●
		一次エネルギー消費量	●	●	●	●	●	●

技術的審査(住宅)を実施可能な登録住宅性能評価機関はこちら ▶

技術的審査(非住宅)を実施可能な登録住宅性能評価機関はこちら ▶

評価フローについて

ポータル申請

☑ ポータル申請は、以下のフローによります。

☑ 適合証はポータル上にアップロードされます。

※併せて紙で郵送をご希望の場合は、別途料金が必要となります。

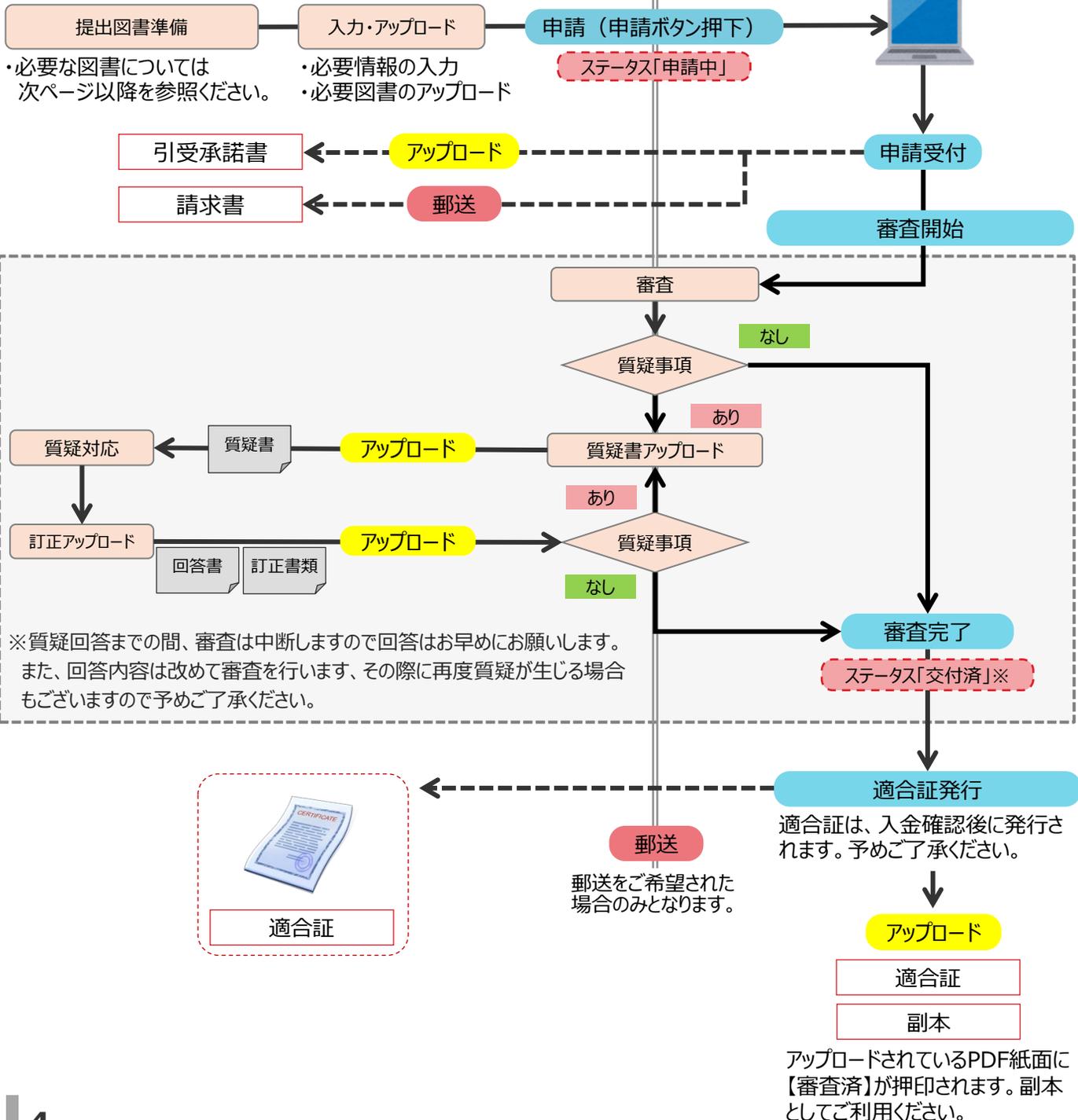
申請受付～
適合証発行までの期間（目安）

一戸建ての住宅

約3～4週間

依頼者様

ハウスプラス



※質疑回答までの間、審査は中断しますので回答はお早めをお願いします。
また、回答内容は改めて審査を行います、その際に再度質疑が生じる場合もごさいますので予めご了承ください。

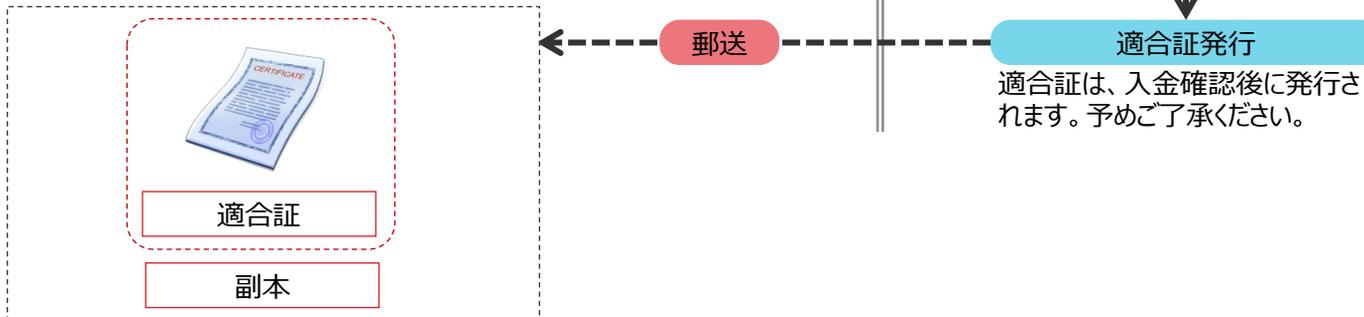
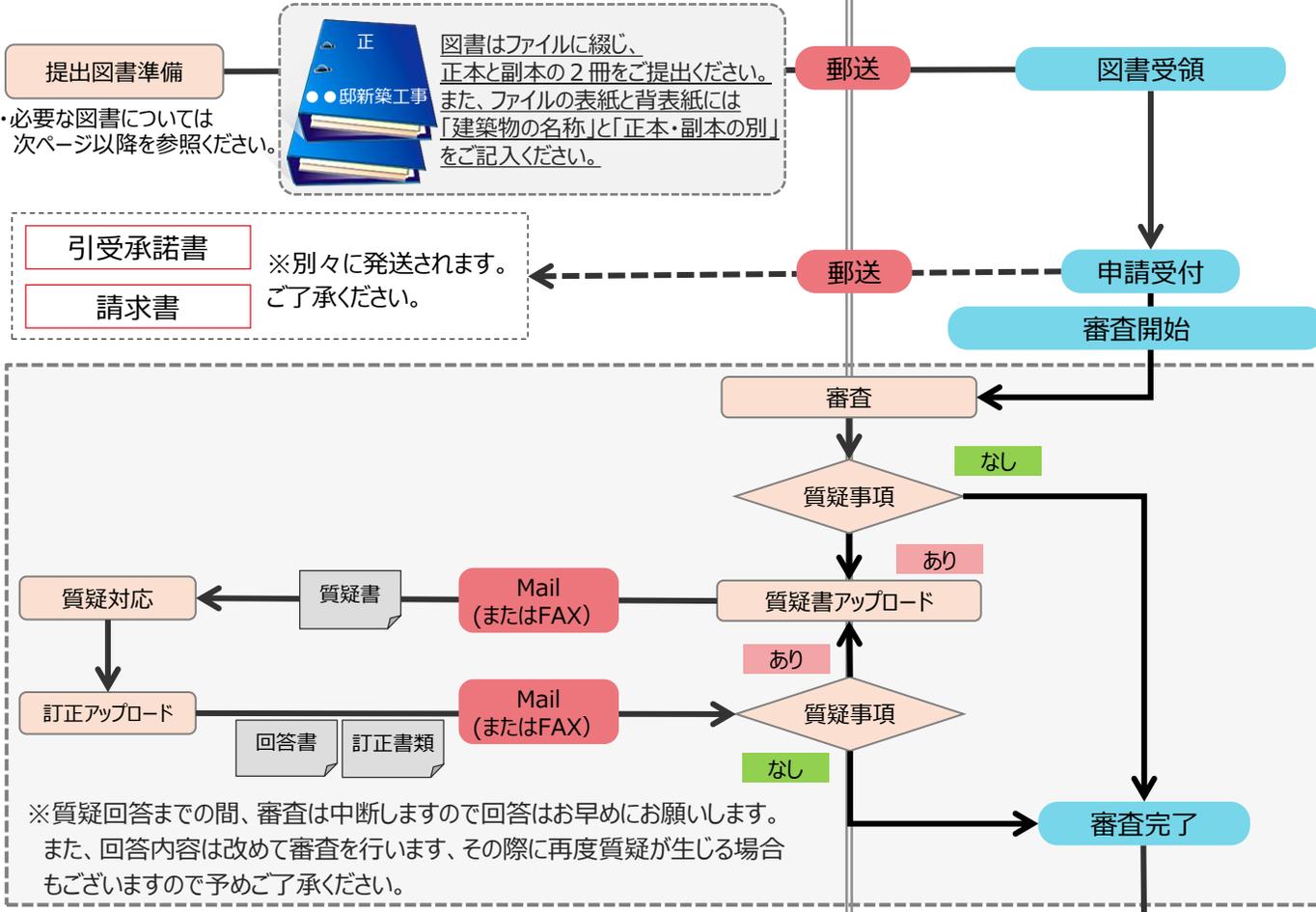
評価フローについて

紙申請

- ☑ 紙申請は、以下のフローにより評価が行われます。
- ☑ 店舗併用住宅及び長屋については、共同住宅等として申請が必要です。

申請受付～ 適合証発行までの期間（目安）	一戸建ての住宅	約3～4週間
---------------------------------	---------	---------------

依頼者様	ハウスプラス
------	--------



《申請図書送付先》

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー18階
 ハウスプラス住宅保証株式会社 「性能向上計画認定に係る技術的審査」宛て
 TEL:03-4531-7200 FAX:03-4531-7201

- 申請対象範囲ごとの提出図書は下記の通りです。
- ハウスプラスに他のサービスを申請している場合は**、下表太枠部の提出を省略できます。
 ※活用するサービスで下表太線部の図書が提出されていない場合は提出が必要です。
 ※共同住宅等で活用するサービスが紙申請の場合は、「審査済印」が押印された図書を提出が必要です。

必須

提出図書	申請対象範囲	建築物全体		複合建築物の住宅部分
		一戸建ての住宅	共同住宅等	
性能向上計画認定に係る技術的審査サービス申込書			必須	
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書			必須	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書	第一面		必須	
	第三面			
	第六面			
	第五面	—	必須	
設計内容説明書			必須	
添付図書 （以下説明は、本要領内特記）		表 （別表1・別表2）	表*1 （別表1～別表3）	表*1 （別表1～別表3）
標準入力法 エネルギー消費性能計算プログラム計算書		—	住宅共用部*2	住宅共用部*2
外皮計算書 （仕様基準を用いる場合を除く）		必須	必須	必須
一次エネルギー消費量計算書 （仕様基準を用いる場合を除く）		必須	必須	必須
共同住宅等の 計算結果集計プログラム集計結果		—	必須*3	必須*3
上記計算書の算定根拠資料			必須	
その他必要な図書			適宜	
委任状			適宜 ※ 依頼書の代理者欄に記載がある場合、委任状の提出は不要です。	

* 1 住宅共用部が存する場合は、別表3の提出が必要です。

* 2 住宅共用部が存する場合に限ります。

* 3 「一次エネ基準を標準計算」とする場合は、共同住宅等の計算結果集計プログラム (<https://aptstd.app.lowenergy.jp/>) で集計を行った結果を提出してください（複合建築物の場合で、1戸戸の場合を除く）。

技術的審査用提出図書（別表1・別表2）

別表1

建築物の構造等に関する書類

図書の種類	記載する内容及び注意点
付近見取り図	・方位、道路及び目標となる地物
配置図	・縮尺及び方位 ・敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物の別 ・空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備（以下、この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む）	・部材の種別及び寸法 ・エネルギー消費性能向上設備の種別及び内容
各階平面図	・縮尺及び方位 ・間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ ・壁の位置及び種類 ・開口部の位置及び構造 ・エネルギー消費性能向上設備を行う設備の位置
床面積求積図	・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	・用途別の床面積
立面図	・縮尺 ・外壁及び屋根の構造 ・エネルギー消費性能向上設備の位置
断面図又は矩計図	・縮尺 ・建築物の高さ ・外壁及び屋根の構造 ・軒の高さ並びに軒及びひさしの出 ・小屋裏の構造 ・各階の天井の高さ及び構造 ・床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	・縮尺 ・外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書	・建築物のエネルギー消費性能に係るその他の計算を要する場合における当該計算の内容（・共同住宅の住棟の申込みの場合：算定入力シート（建築物用）等）

別表2

建築物のエネルギー消費性能に関する図書（住宅）

図書の種類	記載すべき事項	
機器表	空気調和設備	・空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	照明設備	・照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	・給湯器の種別、仕様、数及び制御方法 ・太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様、数及び制御方法 ・節湯器具の種別、位置及び数
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・上記設備以外のエネルギーの消費性能の向上に資する設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法（太陽光発電、コジェネレーション設備など）

技術的審査用提出図書（別表3）

別表3

建築物のエネルギー消費性能に関する図書（共同住宅の共用部）

図書の種類		明示すべき事項
機器表	空気調和設備	・熱源機、ポンプ、空気調和設備その他の機器の種類、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	・給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数
	照明設備	・照明設備の種類、仕様及び数
	給湯設備	・給湯器の種類、仕様及び数 ・太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様及び数 ・節湯器具の種類及び数
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・上記設備以外の設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
仕様書	昇降機	・昇降機の種類、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	空気調和設備	・空気調和設備の位置及び連結先
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	・給湯設備の位置及び連結先
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・上記設備以外の設備の位置及び連結先
各階平面図	空気調和設備	・縮尺 ・空気調和設備の有効範囲 ・熱源機、ポンプ、空気調和器その他の機器の位置
	空気調和設備以外の機械換気設備	・縮尺 ・給気機、排気機その他のこれらに類する設備の位置
	照明設備	・縮尺 ・照明設備の位置
	給湯設備	・縮尺 ・給湯設備の位置 ・配管に講じた保温のための措置 ・節湯器具の位置
	昇降機	・縮尺 ・位置
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・縮尺 ・位置
制御図	空気調和設備	・空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	・照明設備の制御方法
	給湯設備	・給湯設備の制御方法
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・建築設備の制御方法

他サービスの評価活用を行う場合の注意点

- ☑ 評価の活用を行う場合は、事前申告が必要です。（申込書にてご申告ください。）
- ☑ なお、活用元のおサービスから変更が生じている場合は、評価の活用はご利用いただけませんので、予めご了承ください。

性能向上計画認定

性能向上計画認定に係る技術的審査
サービス申込書

申込日（西暦） 20 年 月 日

申請の種類	<input type="checkbox"/> 技術的審査（新築） <input type="checkbox"/> 技術的審査（省エネ改修） <input type="checkbox"/> 変更技術的審査 <input type="checkbox"/> 再発行	
評価書受領方法	電子申請の場合で紙交付を希望する場合はご記入ください。 <input type="checkbox"/> 紙交付希望（本申込書下欄、設計評価書の送付先にお送りします。また別途料金がかかります）	
建築物の概要	名称	
	受付番号（変更または追加発行の場合のみ記載）	
	都道府県	都道府県以降
	延床面積	㎡ 階数 地上 階 地下 階
構造	<input type="checkbox"/> 木造軸組 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造枠組 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
申請対象範囲	建築物の用途（いずれか選択）	申請の対象とする範囲
	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等（ <input type="checkbox"/> 長屋タイプ） <input type="checkbox"/> 複合建築物	<input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 建築物全体（住戸数 戸） <input type="checkbox"/> 住宅部分
	● 申込担当者・質疑送付先の記入をお願いします	
他の評価活用	<input checked="" type="checkbox"/> ハウスプラスの他サービスの評価を活用する <input type="checkbox"/> 外皮基準のみ活用 <input type="checkbox"/> 外皮基準・一次エネルギー消費量基準を活用 活用サービス名（ ）	
申込担当者	当社業務約款に基づく【引受承諾書】を送付いたします	
会社名		フリガナ
所属・役職		氏名
住所	〒	
都道府県	都道府県以降	

申込書の「他の評価活用」で、
活用する基準と活用サービス名の選択をお願いいたします。